

函館大学同窓会 会則

第一章 総 則

第1条 本会は函館大学同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の建学の精神(学園訓-報恩感謝・常識涵養・実践躬行)を昂揚し、母校の発展、人類社会に貢献することを目的としている。

第3条 本会は本部を函館大学(函館市高丘町 51 番 1 号)内に置く。
本会で必要と認めた場合に支部を設置することができる。
支部の運営は、本会則に準ずる。

第4条 本会は第2条の目的を達成する為、下記の事業を行う。

1. 会誌・会報の発行
2. 親睦会の開催
3. 母校に対する援助
4. その他、本会の目的達成に必要な事業

第二章 会 員

第5条 本会は下記のものを以て組織する。

1. 正会員函館大学の卒業生
2. 準会員函館大学在学学生および函館大学に2年以上在学したもので正会員若干名が推薦し役員会において承認した者
3. 特別会員函館大学の教職員および旧教職員

第6条 本会は会員が本会の品位と名誉を損なう行為をした場合は、役員会の決議により除名することができる。

第三章 役員

第7条 本会は下記の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 2 名
3. 幹事長 1 名
4. 副幹事長 若干名
5. 総務部（会計を含む） 若干名
6. 支部長 若干名
7. 幹事 若干名
8. 会計監査 2 名

第8条 本会の役員は正会員の中から次のとおり選出する。

1. 会長は総会において選出する。
2. 副会長は会長が委嘱する。
3. 幹事長は会長が委嘱する。
4. 副幹事長は幹事長が委嘱する。
5. 会計は会長が委嘱する。
6. 幹事は各期より若干名を選出し会長が委嘱する。
7. 会計監査は役員会にて委嘱する。

第9条 各役員はそれぞれ次の任務をもつ。

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に支障ある時はこれを代行する。
3. 幹事長は会務を処理する。
4. 副幹事長は幹事長を補佐し幹事長に支障ある時はこれを代行する。
5. 会計は会計事務にあたる。
6. 幹事は会務の運営にあたる。
7. 会計監査は本会の会務及び運営にあたる。

第10条 役員は、総会にて選任され任期は2カ年とし再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合は、役員会にはかり補充しこれによって就任した者の任期は、前任者の残り期間とする。

第四章 顧問及び相談役

第 11 条 本会に顧問および相談役を若干名置くことができる。

1. 顧問及び相談役は本会の役員からの推薦があり役員会の決議により適任者を委嘱する。
2. 相談役は直前会長（前会長をいう）だけが、その任に当たることが出来る。
3. 顧問及び相談役は会の諮問に応ずる。

第五章 会 議

第 12 条 本会は下記の会議を置く。

本会の会議は、定期総会・三役会（会長・副会長・幹事長）・役員会の 3 種とし、会長が招集する。

第 13 条 本会は毎年 1 回定期総会を開催し、会務および会計の報告・役員の選出及び承認・会則改正・その他本会に関する重要事項の決議を行う。

但し、役員会において必要と認める時は、臨時総会を開催し、総会に代わって議決することができる。

第 14 条 会議の議長は会長とする。ただし、会長に支障ある時は副会長が代行する。

第 15 条 会議の議決は出席者の過半数を以て決定し賛否同数の時は議長がこれを決定する。

第 16 条 会議の議事について議事録を作成し保管する。また、総会議事録に関しては、議長は出席者の中から 2 名の署名人を指名し、その者の記名押印を得た上で保管する。

第六章 表 彰

第 17 条 本会の発展のために功績のあったものに対し、役員会の議決を得て総会にて表彰を行うことができる。

第七章 旅 費

第 18 条 本会の会員が本会の業務で出張する場合には、旅費を支給する。

1. 旅費を支給するにあたっては、本会旅費規定によるものとする。

第八章 慶 弔

第 19 条 慶弔金を以下の通りとする拠出する。

1. 三役及び相談役本人の死亡の場合、香典 ¥ 20,000 円と供花（二段）
2. 役員本人の場合、香典 ¥ 10,000 円と供物 ¥ 10,000 円相当
3. 三役及び相談役の一親等以内の死亡の場合、香典 ¥ 10,000 円
4. 役員の一親等以内の死亡の場合、香典 ¥ 5,000 円

その他、会長及び副会長、幹事長が必要と判断した場合、三役会議にて話し合いを行い拠出することが出来る。

第九章 会 計

第 20 条 本会の経費は、会費・寄付金等の収入を以て当てる。

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

1. 昭和 44 年 3 月 31 日から施行する。
2. 昭和 58 年 12 月 7 日 一部改正
3. 昭和 58 年 12 月 10 日 一部改正
4. 昭和 61 年 3 月 5 日 一部改正
5. 平成 6 年 4 日 一部改正
6. 平成 7 年 6 月 3 日 一部改正
7. 平成 16 年 6 月 3 日 一部改正
8. 令和 6 年 7 月 6 日 一部改正